

議案第 11 号

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 8 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 小町 邦彦

理 由

必要な文言整理を行うため。

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則

立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則（平成26年立川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(入退級の申込み)</p> <p>第7条 入退級を希望する児童（以下「児童」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、<u>ことばの教室・きこえことばの教室通級申込書</u>（第1号様式）又は<u>ことばの教室・きこえことばの教室退級申込書</u>（第2号様式）（以下これらを「<u>通級申込書等</u>」という。）を在籍校の校長及び通級指導学級設置校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 通級学級設置校の校長は、前項の規定により提出のあった通級申込書等に基づき、通級指導学級において当該児童及び保護者との面談、当該児童の行動観察等を行い、入級所見又は退級所見を作成するものとする。</p> <p>4 ……略……</p>	<p>(入退級の申込み)</p> <p>第7条 入退級を希望する児童又は<u>生徒</u>（以下「<u>児童・生徒</u>」という。）の保護者（以下「<u>保護者</u>」という。）は、<u>きこえことばの教室通級申込書</u>（第1号様式）又は<u>きこえことばの教室退級申込書</u>（第2号様式）（以下これらを「<u>通級申込書等</u>」という。）を在籍校の校長及び通級指導学級設置校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 通級学級設置校の校長は、前項の規定により提出のあった通級申込書等に基づき、<u>通級指導学級</u>において当該<u>児童・生徒</u>及び保護者との面談、当該<u>児童・生徒</u>の行動観察等を行い、入級所見又は退級所見を作成するものとする。</p> <p>4 ……略……</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に調製された帳票で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。